

日程第 2 議案第 30 号

熊谷市立熊谷図書館の臨時休館日について

熊谷市立図書館条例施行規則第 2 条第 1 項に基づき、熊谷市立熊谷図書館について、臨時の休館日を次のとおりとした
い。

臨時の休館日	令和 7 年 9 月 30 日から令和 7 年 10 月 24 日
--------	-----------------------------------

説明

熊谷図書館内の小荷物専用昇降機改修工事を実施するに当たり、利用者の安全を確保するとともに円滑に施工するため、臨時の休館日を設けるものであります。

日程第 2 議案第 3 1 号

熊谷市立文化センタープラネタリウム館 の臨時休館日について

熊谷市立文化センター条例施行規則第 1 2 条第 1 項に基づき、プラネタリウム館について、臨時の休館日を次のとおりとしたい。

臨時の休館日	令和 8 年 1 月 5 日から令和 8 年 4 月 3 日
--------	--------------------------------

説明

プラネタリウム館の投影機等更新事業を実施するに当たり、利用者の安全を確保するとともに円滑に施工するため、臨時の休館日を設けるものであります。

日程第2 議案第33号

熊谷市文化財指定候補の調査実施に係る熊谷市文化財保護審議会への諮問について

次に掲げる3つの物件が、熊谷市文化財保護条例第6条第1項に定める「市にとって重要なもの」として市文化財の指定が適当かについて、熊谷市文化財保護審議会に対し、調査、審議することを諮問する。

1 市文化財指定候補1

- (1) 名称 石原区屋台
- (2) 種別・種類 民俗文化財・有形民俗文化財
- (3) 所有者及び所在地 石原区 石原
- (4) 概要

熊谷唯一の四方破風屋根を持つ屋台。
各懸魚^{げぎょ}に四神彫刻。熊谷うちわ祭参加町区の中では、最も多くの彫刻を有する屋台。昭和11（1936）年製作。製作者は、林設計事務所及び石原区の渡谷豊吉。彫刻師は、玉井の小林義雄。

「熊谷八坂神社祭礼行事（熊谷うちわ祭）」の巡行行事を構成する1つとして、本石区屋台とともに指定の妥当性について調査を実施する。



2 市文化財指定候補2

- (1) 名称 本石区屋台
- (2) 種別・種類 民俗文化財・有形民俗文化財
- (3) 所有者及び所在地 本石区 石原
- (4) 概要

石原区に次ぐ、多くの彫刻を有する屋台。昭和12（1937）年製作。製作者は、本石区の大澤善太郎。彫刻師は、内山良雲。

石原区屋台とともに、「熊谷八坂神社祭礼行事（熊谷うちわ祭）」の巡行行事を構成する1つとして、指定の妥当性について調査を実施する。



3 市文化財指定候補3

- (1) 名称 出来島八坂神社祭礼行事
- (2) 種別・種類 民俗文化財・無形民俗文化財
- (3) 所有者及び所在地 出来島
- (4) 概要

「出来島のあばれ神輿」とも呼ばれる出来島八坂神社（伊奈利神社）の夏の祭礼行事。東の葛和田大杉神社のあばれ神輿（市無形民俗文化財「大杉神社祭礼行事」）に対して、西のあばれ神輿と称される。

出来島に伝わる祭礼行事として、指定の妥当性について調査を実施する。

